

新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
(昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知)

新	旧
<p>1 業務従事機関等の認定 (略)</p> <p>2 介護等の業務の範囲 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 局長通知別添2の1の(21)から(24)に掲げる者には、空床時のベッドメーカーや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。</p> <p>(5) 局長通知別添2の1の(36)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。 ア～オ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 局長通知別添2の1の(31)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」(平成19年6月18日付け障発第0618001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(12)に基づき「経過のダイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。</p>	<p>1 業務従事機関等の認定 (略)</p> <p>2 介護等の業務の範囲 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 局長通知別添2の1の(20)から(23)に掲げる者には、空床時のベッドメーカーや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。</p> <p>(5) 局長通知別添2の1の(34)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。 ア～オ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 局長通知別添2の1の(29)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」(平成19年6月18日付け障発第0618001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(12)に基づき「経過のダイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。</p>